平成２０年1月２５日

情報通信審議会電気通信事業部会
部会長　根　岸　哲　殿

接　続　委　員　会
主　査　　東　海　幹　夫

報　告　書（案）

平成１９年１１月２８日付け諮問第１１９６号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

１　本件、接続料規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。

2　なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、次の点が確保されることを要望する（括弧内は別添において対応する当委員会の考え方）。

・　今回の接続料規則等の一部改正では、き線点ＲＴ－ＧＣ間伝送路費用について加入者交換機能の接続料原価への段階的な算入を可能とする一方、当該費用を公衆電話機能及びＰＨＳ基地局回線機能の接続料原価にも引き続き算入することを可能としていることから、公衆電話機能等を利用する接続事業者は、本来接続料原価から控除されるべきき線点ＲＴ－ＧＣ間伝送路費用を含んで算定された接続料を支払うことが必要となるおそれがある。
　したがって、総務省においては、公衆電話機能等の接続料原価に適正額を超えるき線点ＲＴ－ＧＣ間伝送路費用を控除して算定するように所要の規定整備を行うよう検討すること。（考え方４）

・　総務省においては、平成20年度の公衆電話機能の接続料については、既に今回の接続料規則等の一部改正に基づき算定された接続料の認可申請がなされており、本審議会に諮問・審議されていることから、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）に対して、本規定整備の前であっても、その趣旨を踏まえ、適正額を超えるき線点R

T－GC間伝送路費用を算入することがないよう算定した接続料を速やかに補正申請を行うよう要請すること。(考え方4)

・ 総務省においては、平成20年度のPHS基地局回線機能の接続料については、今後、長期増分費用方式に基づく平成20年度の接続料等の改定に係る接続約款の変更の認可申請がなされる予定となっていることから、NTT東西に対して、本規定整備前であっても、その趣旨を踏まえ、適正額を超えるき線点RT－GC間伝送路費用を算入することがないよう算定した接続料を認可申請することを要請すること。(考え方4)

（別添）

接続料規則等の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方（案）

１．接続料規則の一部改正（別表）

意　　見	考　え　方
意見１　光ファイバに適用される経済的耐用年数は、過去の撤去実績のみで算定することは適切でなく、光ファイバ関連技術の進展による耐用年数の長期化を加味した上で推計を行うべき。	考え方１
○　光ファイバに適用される経済的耐用年数については、過去の撤去実績を踏まえ撤去法により推計されているところですが、以下の点を考慮すると、過去の撤去実績のみで算定することは適切でないと考えます。 - 光ファイバ･光ケーブル･加入者引込線の技術は現在ほど成熟していなかったと考えられること - 光ファイバの主流がマルチモード光ファイバからシングルモード光ファイバへと移行し、再敷設が発生したと考えられること - 実績として参照されているメタルケーブルは以下のような NTT 東西の事業推進上の理由により、本来の寿命を全うすることなく廃用されたため、当該理由により寿命短縮となったメタルケーブルの実績値等を、光ケーブル寿命の算定の根拠となる参照数値から除外する必要があること ・ πシステムによる光化エリアの構築 ・ 現在もコスト回収の議論が尽きない NTS コストを発生させた都市部のビルの RT 化やルーラルエリアにおける ISDN 化の進展 ・ き線点 RT 化の推進のためのメタルケーブル廃用　等 （なお、上記により ADSL の提供が困難となり、利用者利便を損ねる結果になっていることからも、メタルケーブルの廃用が妥当だったとは言えないと考えます。） 　具体的には、光ファイバの経済的耐用年数の推計においては、直近の光ファイバの撤去実績を利用し、撤去されていない稼動中の光ファイバについては撤去までの期間が過去の実績と比較し長くなると想定して算定する等、光ファイバ関連技術の進展による耐用年数の長期化を加味した上で推計を行うべきであると考えます。 　陸上架空光ケーブルの経済的耐用年数は対腐食性や今後の光ファイバサービスの進展を考えれば 30 年以上が適当だと考えます。架空メタルケーブルの経済的耐用年数が 23.7 年となっているのに対し、陸上架空光ケーブルの経済的耐用年数がそれよりも短い 15.1 年となっているのは不適切であり、少なくとも現行パラメータである 20.3 年もしくは架空メタルケーブルと同じ 23.7 年以上であるべきと考えます。	○　今回省令において規定された見直し後の光ファイバの経済的耐用年数については、平成１９年9月２０日付け情報通信審議会答申「平成２０年度以降の接続料算定の在り方について」（情審通第１０５号。以下「答申」という。）に示したとおり、最新の設備利用状況等を踏まえつつ、直近の新規取得量の急激な拡大の影響が現れにくい撤去法を採用し、決定係数及び推計の精度が高いゴンペルツ関数及びワイブル分布を残存関数として再推計した結果を踏まえたものであり適切なものと認められる。 　また、光ファイバについては、最新の利用状況等の実績把握が可能なため、指摘のように当該経済的耐用年数の推計に際して、メタルケーブルの経済的耐用年数をあえて考慮に入れることは客観性に欠け、算定条件の中立性を損なうことから、適当でない。 　なお、光ファイバの経済的耐用年数の推計方法については、今後の技術革新や市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じ検討することが適当である。

（ソフトバンクＢＢ、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）	
意見２　交換機及びき線点遠隔収容装置は長期にわたって利用する蓋然性が高く、実際に長期にわたって利用することを前提に設計され、ユニバーサルサービス費用の主要なコストドライバでもあることから、経済的耐用年数はそれぞれ 30 年とすることが適当。	考え方２
○　交換機及びき線点遠隔収容装置についてもそれぞれ 22.2 年、17.3 年とされていますがこれらについても長期にわたって利用する蓋然性が高く、実際に長期にわたって利用することを前提として設計されているものと考えられます。また光ファイバと合わせてユニバーサルサービス費用の主要なコストドライバであり、ユニバーサルサービス費用の低廉化を考慮しても経済的耐用年数はそれぞれ 30 年とすることが適当であると考えます。 （ソフトバンクＢＢ、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）	○　交換機及びき線点遠隔収容装置の経済的耐用年数については、新モデルにおける経済的耐用年数の補正方法の見直しを踏まえた算定方法を用いて、最新の実績データをもとに算定されたものであり、適切なものと認められる。 　また、今回のき線点ＲＴ－ＧＣ間伝送路費用を従量制接続料原価に算入する措置があくまで当分の間の措置であり、また、ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法の見直しにより補てん対象額が抑制される措置が講じられたことを踏まえると、当該補てん対象額の更なる抑制を意図するために交換機及びき線点遠隔収容装置の経済的耐用年数を３０年とすることは算定条件の中立性を損ない、適当でない。 　なお、これら経済的耐用年数の算定方法については、技術革新や市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じ検討することが適当である。

２．接続料規則の一部を改正する省令の一部改正

意見３　ＮＴＳコストは基本料で回収されるべきコストでありＮＴＳコストの扱いを見直す今回の省令案は適当でない。	考え方３
○　今回、ＮＴＳコストの一部が接続料原価に再算入されていますが、ＮＴＳコストは基本料で回収されるべきコストであり、その金額を平成１７年度以降、接続料から控除することについては、平成１６年度に整理済みです。ＮＴＳコストの扱いを見直す今回の省令案は、本来、適当ではないと考えます。 　今回の見直しは、ＮＴＳコストを基本料の費用範囲の中で回収するという原則を変更するものではなく、ユニバーサルサービス制度の利用者負担の抑制を図る観点から、やむを得ず「当分の間の措置」として行われるものであると理解しています。 （ＫＤＤＩ）	○　今回の省令案は、ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法の見直しに伴い、実質的にき線点ＲＴ－ＧＣ間伝送路に係るＮＴＳコストをＮＴＴ東西のみが負担する結果となることから、当該コストをＮＴＴ東西の利用部門を含む各事業者が公平に負担するようにするため、あくまでも当分の間の措置として、従量制接続料の原価に算入することを規定するものであり、答申を踏まえたものとして適当と認められる。

○ 今回、接続料規則の一部を改正する省令において、「ＮＴＳコストのうち、き線点ＲＴ－ＧＣ間伝送路費用の接続料原価への段階的算入」について措置することとされておりますが、当該措置については、平成 19 年 9 月 20 日付情報通信審議会答申「平成 20 年度以降の接続料算定の在り方について」（以下、本章において「答申」という。）に基づくものです。 本答申においては「この取扱いは、利用者負担の抑制を図る観点から、ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法を当分の間変更することに起因するものである。このため、ＰＳＴＮからＩＰ網にマイグレーションが進行している状況を踏まえ、利用者負担の抑制や接続料の水準等に配意しつつ、早急な検討を行うことが望ましいことから、平成２０年よりユニバーサルサービス制度の見直しを行い、き線点ＲＴ－ＧＣ間伝送路費用の扱いも含めて結論を得ることが適当である。」とされているところであり、当該措置が暫定的な措置であることは明らかです。したがって、即時に接続料原価への算入を取りやめるべきと考えます。 （ソフトバンクＢＢ、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）	
意見４　き線点ＲＴ－ＧＣ間伝送路費用を加入者交換機能と公衆電話機能又はＰＨＳ基地局回線機能とで二重に回収することとならないよう公衆電話機能又はＰＨＳ基地局回線機能に加算されるＮＴＳコストから当該費用を控除するための規定が必要。	考え方４
○ ＮＴＳコストのうち、き線点ＲＴ－ＧＣ間伝送路費用を加入者交換機能の接続料原価へ段階的に参入するにあたり、当該費用を２つの機能で二重に回収することとならないようにするため、公衆電話機能に加算されるＮＴＳコストから当該費用を控除するよう、あわせて省令を改正する必要があります。 （NTTコミュニケーションズ） ○ ＮＴＳコストのうち、き線点ＲＴ－ＧＣ間伝送路費用については、接続料原価に段階的参入を行なうことが規定されております（附則第８項及び第９項）。 一方、ＰＨＳ基地局回線機能に関しては、平成１９年度よりＮＴＳコストの加算が行なわれており、今回の省令改正においてもその旨が規定されております（附則１２項及び１３項）が、き線点ＲＴ－ＧＣ間伝送路費用を除外することが記載されておりません。 このため、ＰＨＳ基地局回線機能については、き線点ＲＴ－ＧＣ間伝送路コストを負担しているにもかかわらず、接続料として再度負担することになるものと考えております。 したがって、附則第１２項及び第１３項においては、上記のようなコストの二重取りが発生しないよう、「き線点ＲＴ－ＧＣ間伝送路費用」を除く旨の修正を強く要望いたします。	○ 公衆電話機能及びＰＨＳ基地局回線機能の接続料は、ともに加入電話の基本料と同様、加入者回線等に係る費用を原価として算定されていることから、ＮＴＳコストのうち当該各機能に係るものを段階的に接続料原価に加算することが可能とされている。 しかしながら、今回の省令案では、き線点ＲＴ－ＧＣ間伝送路費用について加入者交換機能の接続料原価への段階的な算入を可能とする一方、当該費用を公衆電話機能及びＰＨＳ基地局回線機能の接続料原価にも引き続き算入することを可能としていることから、公衆電話機能等を利用する接続事業者は、本来接続料原価から控除されるべききき線点ＲＴ－ＧＣ間伝送路費用を含んで算定された接続料を支払うことが必要となるおそれがある。 したがって、総務省においては、公衆電話機能等の接続料原価に適正額を超えるき線点ＲＴ－ＧＣ間伝送路費用を控除して算定するように所要の規定整備を行うよう検討することが適当である。

（ウィルコム）	この点、平成２０年度の公衆電話機能の接続料については、既に今回の省令案に基づき算定された接続料の認可申請がなされ本審議会に諮問されていることから、ＮＴＴ東西においては、上記規定整備の前であっても、その趣旨を踏まえ、適正額を超えるき線点ＲＴ－ＧＣ間伝送路費用を算入することがないよう算定した接続料を速やかに補正申請することが適当である。 また、平成２０年度のＰＨＳ基地局回線機能の接続料については、今後、長期増分費用方式に基づく平成２０年度の接続料等の改定に係る接続約款の変更認可申請がなされる予定となっていることから、上記規定整備の前であっても、その趣旨を踏まえ、適正額を超えるき線点ＲＴ－ＧＣ間伝送路費用を算入することがないよう算定した接続料を認可申請することが適当である。
意見５　き線点 RT-GC 間伝送路費用については、ユニバーサルサービス制度の見直しとともに、加入電話基本料の在り方とあわせて検討することが適当。	考え方５
○　き線点 RT-GC 間伝送路費用については本来加入電話の基本料費用として負担すべきものであることから、ユニバーサルサービス制度の見直しとともに、加入電話基本料の在り方とあわせて検討することが適当であると考えます。 （ソフトバンクＢＢ、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）	○　答申にあるとおり、き線点ＲＴ－ＧＣ間伝送路費用の従量制接続料原価への算入は、あくまでも当分の間の措置として行うことが適当である。このため、平成２０年度よりユニバーサルサービス制度の見直しを行い、き線点ＲＴ－ＧＣ間伝送路費用の扱いを含めて結論を得ることが適当である。 なお、ユニバーサルサービス制度の見直しの検討に当たっては、き線点ＲＴ－ＧＣ間伝送路費用の扱いが加入電話の基本料とも密接に関連することから、これとの整合性を確保しつつ検討を行うことが適当である。
意見６　NTS コストを接続料に段階的に算入させる条件として、光ファイバがメタルケーブルよりも耐用年数が短いとする合理的な根拠がないため、き線点 RT についても経済的耐用年数を 30 年とするなど適切なパラメータにすることが必要。	考え方６
○　き線点 RT-GC 間伝送路費用を５年間で段階的に算入することは接続事業者に対し、所謂「ゆでガエル現象」を起こすものであり、最終的には接続料から控除すべきものである NTS コストは接続事業者が負担することになります。 NTS コストを接続料に段階的に算入させる条件としては、少なくとも光ファイバについてはメタルケーブルよりも耐用年数が短いとする合理的な根拠がある理由が見当たらないため、メタルケーブ	（考え方２に同じ。）

ルと同じく 23.7 年、交換機については長期にわたって利用する蓋然性が高く、実際に長期にわたって利用することを前提として設計されているものと考えられることから 30 年、き線点 RT についても同様に経済的耐用年数を 30 年とするなど適切なパラメータにすることが必要と考えます。 （ソフトバンクＢＢ、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）	
意見７　今後のトラヒック減少等の環境変化が予想されるため、必要に応じ、適用期間中にも接続料水準の見直しの検討が必要。	考え方７
○　今回の適用期間は、平成２２年度までとなっておりますが、今後、トラヒック減少等の環境変化も予想されるため、必要に応じて、適用期間中にも接続料水準の見直しを検討して頂きたいと考えます。 （ＫＤＤＩ）	○　指摘のとおり、電気通信分野の市場構造が今後一層急速に変化していくことが見込まれる中、適用期間内に新モデルが機能しなくなるおそれが明確な状況になった場合は、平成２２年度を待たず、必要に応じ、接続料算定の在り方について検討を開始することが適当である。
意見８　東西別接続料の設定については、社会的コンセンサスの状況にも配意しつつ、東西別の接続料設定を行う方向で検討を継続することが必要。	考え方８
○　本来、接続料は会社固有のコストに基づいて設定されるべきものです。お客様料金は市場原理で決まるものであり、接続料の差が直ちにお客様料金に反映される訳ではないと考えます。東西別接続料の設定については、社会的コンセンサスの状況にも配意しつつ、本来行われるべき東西別の接続料設定を行う方向で、今後も検討を継続して頂きたいと考えます。 （ＫＤＤＩ）	○　接続料規則における接続料原価算定の原則やＮＴＴ東西を別々の地域会社として設立した経緯からすれば、指摘のとおり、本来、東西別に接続料を設定することが適当である。 　しかしながら、東西別接続料を設定することについては、固定電話の通話料金の地域格差につながる可能性があり十分な社会的コンセンサスを得ることは困難と考えられること、また、西日本を営業区域とする電気通信事業者に対する通話料金の値上げ圧力が比較的大きいこと等を勘案すれば、東西均一接続料を採用することが適当であることは答申に示したとおりである。 　ただし、今後、接続料の算定方法を見直し、ＮＴＴ西日本が実際に行う効率化が接続料に十分反映されるようになる場合には、東西別接続料の設定についての社会的コンセンサスの状況にも配意しつつ、東西別の接続料設定を行う方向で、改めて検討することが適当である。